

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	【基礎】I-5②所属長の役職名	施設運営課長 田中 敏之	施設運営課長	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和1年11月25日	評価書名	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。
令和1年11月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。
令和1年11月25日	I > 1 > ①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月25日	I > 1 > ②事務の概要	<p>① 記載中にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。」</p> <p>② 記載中にある「については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務 ③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務」</p>	<p>① 記載中にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。」</p> <p>② ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務 ③支援法に基づく施設等利用給付の資格に関する事務 ④支援法に基づく施設等利用給付の支給に関する事務 ⑤札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務」</p>	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	I > 2	子ども・子育て支援新制度支給認定等情報ファイル	子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	I > 4 > ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) なお、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—②事務の概要のうち、③④は情報提供ネットワークシステムによる情報連携は実施しない。	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。